

重要事項説明書

施設名	ジョイステージ八王子		
定員・室数	260 人	・	229 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	前払金方式
入居時の要件	混合型（自立含む）
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居室区分	定員1～2人（親族のみ対象）
介護に関わる職員体制	2.5：1以上

1 事業主体

名 称	法人等の種別		営利法人	
	フリカ`ナ 名 称	カ`シカ`イヤエムライフ 株式会社エヌエムライフ		
主たる事務所の所在地	〒 193-0823	東京都八王子市横川町924番地2		
連 絡 先	電 話 番 号	042-621-0101		
	ファックス番号	042-621-0135		
ホームページ	http://www.iovstage.com			
代表者職氏名	役職名	代表取締役社長	氏名	野田 直樹
設 立 年 月 日	平成7年10月5日			
主 な 事 業 等	有料老人ホームの運営			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	1	ジョイステージ八王子	東京都八王子市横川町924番地2
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		

<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	なし		
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	1	ジョイステージ八王子	東京都八王子市横川町924番地2
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

2 事業所概要

名称	フリカ`ナ	ジョイステージ八王子					
	名称	ジョイステージ八王子					
所在地	〒	193-0823	東京都八王子市横川町924番地2				
連絡先	電話番号	042-622-0101					
	ファックス番号	042-621-0135					
ホームページ	http://www.iovstage.com						
介護保険事業所番号	第1372900991号						
管理者職氏名	役職名	施設長	氏名	高野 泰浩			
事業開始年月日	平成7年11月15日						
届出年月日	平成7年11月2日						
届出上の開設年月日	平成7年11月15日						
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	平成12年4月1日					
	指定の有効期間	平成32年3月31日 まで					
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	平成18年4月1日					
	指定の有効期間	平成30年3月31日 まで					
事業所へのアクセス	JR中央線「西八王子」駅北口下車、約2.6km(車で約5分) 施設循環バスあり(1日10便)						
施設・設備等の状況							
敷地	権利形態	—	抵当権	なし			
	面積	20431.57 m ²					
建物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし			
	延床面積	14052.11 m ² うち有料老人ホーム分 14052.11 m ²					
	竣工日	平成7年10月31日 平成7年10月31日					
	階数			地上	4階	地下	0階
				うち有料老人ホーム分 地上	4階	地下	0階
	構造	耐火建築物		建築物用途区分	児童福祉施設等(有料老人ホーム)		
	併設施設等	なし ()					
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成26年7月31日 ~ 平成46年7月31日				
		自動更新	あり				
居室	階	定員	室数	面積			
	1階	1~2	10	41.73 m ²	~ 55.12 m ²		
	2階	1~2	31	27.56 m ²	~ 55.12 m ²		
	3階	1~2	44	27.56 m ²	~ 55.12 m ²		
	4階	1~2	71	15.69 m ²	~ 55.12 m ²		
	5階	1~2	60	14.21 m ²	~ 55.12 m ²		
	6階	1~2	13	41.73 m ²	~ 55.12 m ²		
一時介護室	階	定員	室数	面積			
	4階	3人	1	33.05 m ²	~ 33.05 m ²		
	5階	3人	1	33.05 m ²	~ 33.05 m ²		
便所	居室	一部設置	共同便所	16箇所 (一部男女共用)			
浴室	居室	一部設置	共同浴室	個浴: 1 大浴槽: 4 機械浴: 2			
	併設施設との共用			なし ()			

食 堂	兼用	なし ()		
	併設施設との共用	なし ()		
その他の共用施設	あり	ロビー、コミュニティホール、相談室、ラウンジ、機能訓練室、小ホール、和室、談話室、会議室、ゲストルーム(2,160円~2,700円)、ヘアサロン(実費)		
エレベーター	あり	4 基		
消 防 設 備	自動火災報知設備：あり	火災通報装置：あり	スプリンクラー：あり	
緊急呼出装置	居室：あり	便所：あり	浴室：一部あり	脱衣室：一部あり

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者(施設長)	1					1人	1.0	
生活相談員	1		3			4人	2.0	計画作成担当者と兼務
看護職員：直接雇用	4			11	1	16人	7.8	自立者対応と兼務
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用	32		1	30		63人	46.0	自立者対応と兼務
介護職員：派遣						0人		
機能訓練指導員	1			2		3人	2.0	
計画作成担当者			4			4人	2.1	生活相談員又は介護職員と兼務
栄養士	3					3人	3.0	
調理員	7			3		10人	9.3	
事務員	10			2		12人	11.0	
その他従業者	6			19		25人	14.6	

② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 37.5 時間

③-1 介護職員の資格

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士	19		1	3	
実務者研修	2		1		
介護職員初任者研修	27			16	
介護支援専門員	3		1		
資格なし	1			12	

③-2 機能訓練指導員の資格

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				1	
作業療法士	1				
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師				1	
あん摩マッサージ指圧師					

③-3 管理者(施設長)の資格 準看護師、医療用具修理業責任技術者、医療用具修理業責任技術者(第3区分・第4区分)

④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯	21時30分～4時30分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 3人以上 看護職員 0人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等 ①と同じのため記入省略

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格 ③-1と同じのため記入省略

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士					
実務者研修					
介護職員初任者研修					
介護支援専門員					
資格なし					

⑤-2 機能訓練指導員の資格 ③-2と同じのため記入省略

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					

⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数 1.9 人

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		1	1		3				1		
1年以上3年未満		1	2	3	5	1					
3年以上5年未満		1	2	7	8						
5年以上10年未満		1	5	16	8	1		1		2	
10年以上			2	7	6	2			1	2	
合計		4	12	33	30	4	0	1	2	4	0

4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス	あり (直営)	
食事介助サービス	あり	
入浴介助サービス	あり	
排せつ介助サービス	あり	
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり	
相談対応サービス	あり	
健康管理サービス (年2回の健康診断実施)	あり	
服薬管理サービス	あり	
金銭管理サービス	なし	
定期的な安否確認の方法	<p>*一般居室 入居者からの希望、又は施設が必要と判断した場合は、定期的に訪室している。(3~6回程度/日)</p> <p>*介護居室 日常的に巡回・訪室している。また、必要に応じて人感センサー、センサーマット等で安否確認を行なっている。</p>	
施設で対応できる医療的ケアの内容	<p>施設の看護師が対応・処置しています。</p> <p>胃ろう栄養、在宅酸素、尿道カテーテル(挿入・交換)、浣腸、摘便、人工肛門パウチ交換、インスリン注射、血糖チェック、怪我や火傷のあとの簡単な処置、Drの指示による点滴。受診報告や状態の変化を定期的に身元引受人等に連絡を行なっています。</p>	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	松本クリニック
	所在地	八王子市横川町924-2 (同一建物内診療所)
	診療科目	内科、心療内科、整形外科
	協力の内容	必要に応じた訪問診療
	医療費	医療費は入居者の自己負担
協力医療機関(2)	名称	永生病院
	所在地	八王子市柵田町583-15 (ホームから約5km)
	診療科目	内科、循環器内科、神経内科、整形外科、歯科、口腔外科、精神科、リハビリテーション科
	協力の内容	入居者が受診、治療、入院する場合、可能な範囲で医療サービスを提供
	医療費	医療費は入居者の自己負担
協力医療機関(3)	名称	東京天使病院
	所在地	八王子市上壱分方町50-1 (ホームから約3.5km)
	診療科目	内科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、歯科、口腔外科、呼吸器内科、心療内科、糖尿病外来
	協力の内容	入居者が受診、治療、入院する場合、可能な範囲で医療サービスを提供
	医療費	医療費は入居者の自己負担
協力医療機関(4)	名称	北原国際病院
	所在地	八王子市大和田町1-7-23 (ホームから約7km)
	診療科目	脳神経外科、リハビリテーション科
	協力の内容	入居者が受診、治療、入院する場合、可能な範囲で医療サービスを提供
	医療費	医療費は入居者の自己負担

協力医療機関(5)	名称	南多摩病院
	所在地	八王子市散田町3-10-1 (ホームから約3km)
	診療科目	内科、外科、整形外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、神経内科、皮膚科、眼科、婦人科、リハビリテーション科
	協力の内容	入居者が受診、治療、入院する場合、可能な範囲で医療サービスを提供
	医療費	医療費は入居者の自己負担
協力歯科医療機関	名称	コンパステナルクリニック
	所在地	立川市柏町4-62-4-102 (ホームから約19km)
	診療科目	歯科
	協力の内容	週1回の訪問歯科診療
	医療費	医療費は入居者の自己負担

介護保険加算サービス等

個別機能訓練加算	あり
夜間看護体制加算	あり
看取り介護加算	あり
医療機関連携加算	あり
介護職員処遇改善加算	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり
運営懇談会の開催	あり (年 2 回予定)
自費によるショートステイ事業	なし

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	原則として65歳以上で健康保険に加入されている方 (2人入居の場合はどちらか一方が65歳以上)
	要介護度	自立、要支援、要介護
	医療的ケア	痰の吸引、胃ろう栄養、在宅酸素、尿道カテーテル、人口肛門、インスリン注射
	認知症	可(要相談)
	その他	身元引受人を立てられない場合は、ご相談ください。
身元引受人等の条件、義務等	身元引受人1名を定めていただきます。身元引受人は利用料などの支払について、入居者と連携して責任を負うとともに、入居契約が解約された時に、必要に応じて入居者の身柄を引き取るものとしします。	
体験入居	利用期間	2泊3日まで
	利用料金	1泊2日 3,500円 (宿泊費、食費、介護サービス料込み)
	その他	要電話予約
入院時の契約の取扱い	入居者から解約の申し出がない限り、契約は存続いたしますので、退院後は従来どおりの居室に戻ることができます。 但し、入院中も通常の家賃及び管理費を徴収します。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	身元引受人等へ下記の内容を十分に説明し、同意を得ます。 1. 拘束の必要な理由 2. 身体拘束の方法 (場所、行為、部位、内容) 3. 拘束の時間帯及び時間 4. 特記すべき心身の状態 5. 拘束開始及び解除予定 6. 身体拘束中の入居者の心身状況等の記録	

施設からの契約解除	1. 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 2. 月払い利用料その他の支払を正当な理由なく、しばしば遅滞するとき 3. 目的施設の利用にあたり、禁止・制限させる行為をするとき 4. 他の入居者又は従業者の生活、健康に重大な影響を及ぼすとき ※詳細は「入居契約書第29条」を参照		
要介護時における居室の住み替えに関する事項			
一時介護室への移動	あり		
判断基準・手続	退院後や日常生活上で一時的に介護を要する場合は、医師の意見聴取及び入居者の意思確認ならびに身元引受人の意見聴取を行ない、事業主の判断で一時的に移っていただきます。		
利用料金の変更	なし		
前払金の調整	なし		
従前居室との仕様の変更	居室の面積の減少及び室内全体の仕様が異なります。		
その他の居室への移動	あり		
判断基準・手続	常時介護が必要となった場合に、一定期間(最長で6ヵ月)の観察期間を設け、事業者の指定する医師の意見を聴き、入居者の意思を確認し、かつ身元引受人の意見を聴き介護居室移転の必要性を事業主が判断します。介護居室移転の際には、入居者又は身元引受人の同意を得るものとします。		
利用料金の変更	なし		
前払金の調整	なし		
従前居室との仕様の変更	居室の面積の減少及び室内全体の仕様が異なります。		
提携ホーム等への転居	なし		
判断基準・手続			
利用料金の変更			
前払金の調整			
従前居室との仕様の変更			
苦情対応窓口			
窓口の名称 1	施設長：高野泰浩、生活サービス部長：早坂里美		
電話番号	042-622-0101		
対応時間	9:00 ~ 17:00 (休日：ローテーション制のため、事前にご連絡ください)		
窓口の名称 2	八王子市役所 高齢者福祉課		
電話番号	042-620-7420		
対応時間	8:30 ~ 19:00 (休日：土・日・祝祭日)		
窓口の名称 3	東京都国民健康保険団体連合会		
電話番号	03-6238-0177		
対応時間	9:00 ~ 17:00 (休日：土・日・祝祭日)		
賠償責任保険の加入	あり	保険の名称： 有料老人ホーム損害賠償責任保険 (公益社団法人 全国有料老人ホーム協会)	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	
その他機関による第三者評価の実施	あり	結果の公表	事業所ホームページ

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢： 84.2 歳		入居者数合計： 211 人					
年齢	介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満		2							
65歳以上75歳未満		7	2	1	1	2			
75歳以上85歳未満		51	17	4	10	3	3	2	1
85歳以上		24	21	10	20	9	11	5	5
合計		84	40	15	31	14	14	7	6
入居継続期間別入居者数									
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計		
入居者数	4	4	54	62	83	4	211		
男女別入居者数		男性： 60 人		女性： 151 人					
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）				81 %（定員に対する入居者数）					
直近1年間に退去した者の人数と理由				退去者数合計： 12 人					
理由	介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自宅・家族同居									
介護老人福祉施設（特養等）へ転居									
介護老人保健施設へ転居									
介護療養型医療施設へ転居									
他の有料老人ホームへの転居		1							
その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居									
医療機関（入院）									1
死亡				1		1		2	6
その他									
合計		1	0	1	0	1	0	2	7

6 利用料金

入居準備費用	なし		円				
内訳・明細							
支払日・支払方法							
解約時の返還							
敷金・保証金	なし						
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。						
家賃及びサービスの対価							
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃相当額	管理費	介護費用	食費	光熱水費
一般居室（Hタイプ）	4,180万円	142,560円	0	90,720	0	51,840	実費
一般居室（Aタイプ）	2,800万円	142,560円	0	90,720	0	51,840	実費
一般居室（Jタイプ）	1,780万円	142,560円	0	90,720	0	51,840	実費
介護居室	2,850万円	165,240円	0	113,400	0	51,840	実費

各料金の内訳・明細	前払金	<p>月額単価（円）×想定居住期間（月）により算出</p> <p>（月額単価の説明）</p> <p><一般居室> 月額単価（Hタイプ197,400円、Aタイプ132,300円、Jタイプ84,100円）×想定居住期間180ヵ月+想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額（前払金の15%）により算出。</p> <p><介護居室> 月額単価（295,200円）×想定居住期間84ヵ月+想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額（前払金の13%）による算出。</p> <p>（想定居住期間の説明）</p> <p>公益社団法人 有料老人ホーム協会の標準モデルに従って一般居室15年（180ヵ月）、介護居室7年（84ヵ月）としている。</p> <p>（老人福祉法第29条第6項経過措置期間の料金の説明）</p> <p>想定居住期間を超えて契約が契約する場合に備えて、事業者が受領する額（一般居室の場合、前払金の15%）を償却期間に均等に振り分けるべく準備中です。</p>
	家賃相当額	前払金のうち入居一時金として受領。
	管理費	事務管理部門の人件費、調理人の人件費、事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費、共用施設等の維持管理費。
	介護費用	なし ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
	食費	<p>朝食 432 円・昼食 594 円・夕食 702 円 間食 0 円</p> <p>1日当たり 1,728 円 × 30日で積算</p> <p>厨房管理運営費 円など</p> <p>（食事をキャンセルする場合の取扱いについて）</p> <p>キャンセル日の前日13:00までに、所定の書式にて取り消してください。食事の取り消しが間に合わなかった等、ご用意した食事を召し上がらなかった場合も、その費用はご入居者の負担となります。</p>
	光熱水費	実費負担
前払金の取扱い		
支払日・支払方法	契約日までに、前払金の全額を事業主の指定口座にお振込みいただきます。申込金10万円は、前払金の一部に充当いたします。	
償却開始日	入居した日	
返還対象としない額	あり	一般居室：前払金の15% 介護居室：前払金の13%
	位置づけ	想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等に充当

<p>契約終了時の 返還金の算定 方式</p>	<p>* 一般居室の算定式 (入居者が1人の場合であって契約が終了した場合) ・前払金償却期間内の場合 基本前払金×0.85×(180ヵ月－経過月数)／180ヵ月 (但し、毎月の家賃は100円未満切り上げ) ・前払金償却期間を超える場合 返還金はない。 (入居者が2人の場合であってその一方が死亡又は退去した場合) ・前払金償却期間内の場合 追加前払金×0.85×(180ヵ月－経過月数)／180ヵ月 (但し、毎月の家賃は100円未満切り上げ) ・前払金償却期間を超える場合 返還金はない。 * 介護居室の算定式 ・前払金償却期間内の場合 基本前払金×0.87×(84ヵ月－経過月数)／84ヵ月 (但し、毎月の家賃は100円未満切り上げ) ・前払金償却期間を超える場合 返還金はない。 (注)月の途中の入居及び退去の場合、家賃、運営会費は日割り計算となります。</p>
<p>短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式</p>	<p>期間：3ヵ月 起算日：入居した日 (前払金(※1)－非返還金(※2))÷(30日×前払金償却月数)100未満切り上げ (※1)2人入居の場合は、追加前払金を含む金額 (※2)想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等に充当する額 3ヵ月以内の退去、又は死亡退去の場合、上記の計算に基づく日額単価を除いて、全額返金いたします。</p>
<p>返還期限</p>	<p>契約終了日から 90日以内</p>
<p>保全措置</p>	<p>あり 保全先：公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 入居者生活保障制度</p>
<p>その他留意事 項</p>	<p>なし</p>
<p>月額利用料の取扱い</p>	
<p>支払日・ 支払方法</p>	<p>三菱東京UFJ銀行の場合は、前月分を当月27日に自動引落としとします。 その他の金融機関の場合は、前月分を当月26日に自動振替の方法によりお支払い いただきます。</p>
<p>その他留意事 項</p>	<p>なし</p>

(30日換算)

介護度	基本単位 a	加算(※) b	処遇改善加算 c=(a+b)×3% 小数点以下 四捨五入	総単位数 d=a+b+c	介護報酬 e=d×地域別単価 小数点以下 切捨て	自己負担額 f=e×0.1 小数点以下 切上げ
要支援1	5,910	440	191	6,541	68,942円	6,895円
要支援2	13,680	440	424	14,544	153,293円	15,330円
要介護1	16,920	740	530	18,190	191,722円	19,173円
要介護2	18,960	740	591	20,291	213,867円	21,387円
要介護3	21,150	740	657	22,547	237,645円	23,765円
要介護4	23,190	740	718	24,648	259,789円	25,979円
要介護5	25,320	740	782	26,842	282,914円	28,292円

(※)加算の種類	単位	算定	備考
個別機能訓練加算	12/日	あり	
夜間看護体制加算	10/日	あり	要介護のみ
看取り介護加算	80~1,280/日	あり	対象者のみ
医療機関連携加算	80/月	あり	対象者のみ

当ホームの地域別単価は10.54です。
看取り介護加算を算定した月においては自己負担額が変動します。

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

運営懇談会に謀り、ご入居者、身元引受人の意見を聴いたうえで改定します。

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	一般居室 (Aタイプ 1人入居の場合)		
	単位：円		
入居準備費用	敷金 (保証金)	前払金	月額利用料
0	0	28,000,000	142,560

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

添付書類： 介護サービス等の一覧表
東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

署名 印

説明者職・氏名

対象区分	自立		要支援・要介護					
	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収
介護を行う場所	一般居室	一般居室	一般居室	介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	一般居室	介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含)	介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)
サービスの項目	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収
*介護サービス								
・巡回 (8:45～17:15)	—	—	—	—	—	—	適宜実施	—
・巡回 (17:15～8:45)	—	—	—	—	—	—	適宜実施	—
・食堂での配下膳	必要に応じて	—	—	必要に応じて	—	—	—	—
・居室への配下膳 (傷病に伴う一時的な場合)	必要に応じて	—	—	必要に応じて	—	—	必要に応じて	—
・居室への配下膳 (私的理由の場合)	—	216円/1人1回	—	—	216円/1人1回	—	—	—
・和室・小ホールへの配下膳	必要に応じて	—	必要に応じて	—	—	—	—	—
・ダイニングでの配下膳	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・食事介助	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・食事誘導	—	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・食事見守り	—	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・水分補給	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・排泄誘導	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・排泄見守り	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・排泄チェック	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—

対象区分	自立		要支援・要介護					
	一般居室	一般居室	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	
介護を行う場所	一般居室	一般居室	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	
サービスの項目	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収
・排泄介助	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・おむつ交換	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・介助浴	—	1,620円/回(指定日)	—	3回/週	—	3回/週	3回/週	—
・小型介助浴	—	1,620円/回	—	2回/週	3回目以降 1,620円/回	2回/週	2回/週	3回目以降 1,620円/回
・チェア浴	—	1,620円/回	—	2回/週	3回目以降 1,620円/回	2回/週	2回/週	3回目以降 1,620円/回
・寝台浴	—	1,620円/回	—	2回/週	—	2回/週	2回/週	—
・体位交換	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・衣類の着脱	—	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・身だしなみ介助	—	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・居室からの移動	—	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・洗顔・顔清拭	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・口腔ケア・義歯洗浄	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・洗髪・洗身	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・髭剃り・爪切り	—	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・足浴・手浴	—	—	—	—	—	必要に応じて	必要に応じて	—
・全身清拭	—	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて	—

対象区分	自立		要支援・要介護				
	自立	一般居室	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	一般居室 介護認定区分の目安 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室	介護居室・一時介護室	介護居室・一時介護室
介護を行う場所	一般居室	一般居室	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	一般居室 介護認定区分の目安 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	一般居室 介護認定区分の目安 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	一般居室 介護認定区分の目安 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	一般居室 介護認定区分の目安 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)
サービスの項目	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収	運営会費	介護保険給付
・通院介助 (協力医療機関)	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	必要に応じて	—	必要に応じて	必要に応じて
・通院介助 (協力医療機関以外の市内)	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	2回/月	3回目以降 2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	2回/月	2回/月
・通院介助(市外)	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	—
・移送介助 ※社有車の手配が出来 ない場合、民急等実費	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	—
・施設行事外出	適宜実施	入園料・食事代等は実費	適宜実施	—	入園料・食事代等は実費	適宜実施	—
・入退院の介助	適宜実施	交通費は実費とな る場合があります	—	適宜実施	交通費は実費とな る場合があります	—	適宜実施
・個別的な外出付添	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	—	2,376円/1時間未満 以降1,188円/30分 +交通費	—	—
・機能回復訓練	—	—	—	適宜実施	—	—	適宜実施
・日常生活動作訓練 (グループ体操)	適宜実施	—	—	適宜実施	—	適宜実施	—
・日常生活動作訓練 (アクティビティ体操)	—	—	—	適宜実施	—	—	適宜実施

対象区分	自立		要支援・要介護					
	一般居室	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	一般居室 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	
介護を行う場所	一般居室	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	一般居室 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	一般居室 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	一般居室 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	一般居室 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	一般居室 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	
サービスの項目	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収
・介護予防訓練	適宜実施	—	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・一時介護室	必要に応じて	—	—	必要に応じて	—	—	必要に応じて	—
・一時介護室の光熱費	—	150円/日	—	—	150円/日	—	—	150円/日
・緊急時対応	適宜実施	—	—	適宜実施	—	—	適宜実施	—
*生活サービス								
・日常の居室清掃・洗濯	—	2,160円/1時間未満	—	適宜実施	週に2回目以降 2,160円/1時間未満	適宜実施	適宜実施	週に2回目以降 2,160円/1時間未満
・特別清掃	—	外部業者紹介(実費)	—	—	外部業者紹介(実費)	—	—	外部業者紹介(実費)
・家庭用洗濯機では洗えない洗濯	—	クリーニング代実費	—	—	クリーニング代実費	—	—	クリーニング代実費
・居室整理整頓・収納・衣替え	—	2,160円/1時間未満	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・布団干し・シーツ交換	—	—	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・衣類の繕い	—	—	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・日常ゴミの処理	—	—	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・粗大ゴミの処理	—	外部業者紹介(実費)	—	—	外部業者紹介(実費)	—	—	外部業者紹介(実費)
・買物代行(指定日)	—	1,080円/回	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・買物代行 (指定日以外)	—	2,160円/1時間未満 以降1,080円/30分 +交通費	—	—	2,160円/1時間未満 以降1,080円/30分 +交通費	—	—	2,160円/1時間未満 以降1,080円/30分 +交通費

対象区分	自立		要支援・要介護			
	一般居室	その都度徴収	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	その都度徴収
介護を行う場所	一般居室	その都度徴収	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	その都度徴収
サービスの項目	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	運営会費	介護保険給付
・役所手続代行(市内)	—	2,160円/1時間未満 以降1,080円/30分 +交通費	—	適宜実施	適宜実施	—
・役所手続代行(市外)	—	2,160円/1時間未満 以降1,080円/30分 +交通費	—	—	—	2,160円/1時間未満 以降1,080円/30分 +交通費
・生活相談	適宜実施	—	—	適宜実施	適宜実施	—
・館内イベント	適宜実施	—	—	適宜実施	適宜実施	—
・各種アクティビティ	—	—	—	適宜実施	適宜実施	一部材料費が有料と なる場合があります
・各種サークル	適宜実施	一部材料費が有料と なる場合があります	適宜実施	—	適宜実施	一部材料費が有料と なる場合があります
・施設巡回バス (10往復/日)	適宜実施	—	適宜実施	—	適宜実施	—
・買物バス(2回/月)	適宜実施	—	適宜実施	—	適宜実施	—
・医療機関受診バス (3医療機関に各1回/週)	適宜実施	—	適宜実施	—	適宜実施	—
・現金立替サービス	—	108円/回 (原則5万円以上)	—	—	—	108円/回 (原則5万円以上)
・金融機関に係るサービス	—	108円/回	—	—	—	108円/回

対象区分	自立		要支援・要介護					
	一般居室	その都度徴収	一般居室 介護認定区分の目安 (要支援1～要介護2)	介護保険給付	その都度徴収	介護居室・一時介護室 (自立者のケア棟一時介護室利用者含) 介護認定区分の目安 (要介護2～要介護5)	介護保険給付	その都度徴収
介護を行う場所	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収
サービス項目	運営会費	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収	運営会費	介護保険給付	その都度徴収
*健康管理								
・定期健康診断	2回/年	—	2回/年	—	—	2回/年	—	—
・バイタルチェック	1回/月	—	1回/月	—	—	1回/月	—	—
・服薬支援・管理	—	—	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・栄養相談	適宜実施	—	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・健康相談	適宜実施	—	—	適宜実施	—	適宜実施	適宜実施	—
・入院中の状況把握(市内)	適宜実施	—	適宜実施	—	—	適宜実施	—	—
・入院中の状況把握(市外)	原則2回/月	—	原則2回/月	—	—	原則2回/月	—	—
・訪問歯科診療	—	—	—	適宜実施	—	—	適宜実施	—

施設名：ジョイステージ八王子

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	不適合
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針3(3)に定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	不適合 非該当
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	不適合
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	不適合
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	○ 不適合 浴室・脱衣室に一部未設置
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	不適合 非該当
7 消防法施行令に定める消防用設備等(延べ面積275㎡以上の施設においてはスプリンクラー設備を含む。)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	不適合
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	不適合
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合	不適合
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	不適合
11 入居時及び1年に2回以上健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	不適合
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	不適合
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合	不適合 非該当 保全先：公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 入居者生活保障制度
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合	不適合 非該当 一般居室初期償却率：15% 介護居室初期償却率：13% 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等に充当。
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合	不適合 非該当

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。